第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）

地位の承継届出書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業者がその事業の全部を譲渡し、又は第一種貨物利用

運送事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該事業を譲り

受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若

しくは分割により当該事業を承継した法人は、当該第一種貨物利用運送事業者

の地位を承継します。（貨物利用運送事業法第１４条第１項）

この場合、第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、その承継の日

から３０日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。（貨

物利用運送事業法第１４条第２項）

この手引きは、北陸信越運輸局管内において届出する場合について、作成し

たものです。

○提出先及び部数について

①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。

②提出部数は、北陸信越運輸局及び関係運輸支局各１部ずつ

（申請者は、申請者用控として１部）

申請書は、Ａ４版縦、横書、左とじ（袋とじ不可）としてください。

国土交通省　北陸信越運輸局　自動車交通部　貨物課

〒９５０－８５３７

住　　所　　新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１

新潟美咲合同庁舎２号館

電話番号　　０２５－２８５－９１５４

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

電話番号

第一種貨物利用運送事業者地位の承継届出書

この度、第一種貨物利用運送事業者の地位の承継をしたので、貨物利用運送事業法第１４条第２項及び同法施行規則第１５条第１項の規定により、下記のとおり届出します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに承継人が法人である場合にあっては、その代

表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

２．登録番号

３．被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

４．承継の理由

５．承継した年月日

年　　月　　日

添付書類

１．当該承継の事実を証する書類

①事業の譲渡の場合・・・・譲渡譲受契約書（写）

②合併又は分割の場合・・・合併契約書、分割契約書又は分割計画書（写）

③相続の場合・・・・・・・相続人と被相続人の続柄を称する書類及び

承継しようとするもの以外に相続人がある

場合は承継者以外の相続人の同意書

２．承継人が、承継前に第一種貨物利用運送事業を経営していない場合にあっ

ては、下記の書類。

①既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項等証明書

ロ　最近の事業年度における貸借対照表

ハ　役員又は社員の名簿及び履歴書

②法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

イ　定款（商法の規定により認証を必要とする場合にあっては、認証の

ある定款）又は寄付行為の謄本

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ　設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引

受けの状況及び見込みを記載した書類

③個人にあっては、次に掲げる書類

イ　財産に関する調書

ロ　戸籍抄本

ハ　履歴書

④法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない旨を証す

る書類（宣誓書）別紙様式（役員全員分）

様式

北陸信越運輸局長　殿

宣　　　誓　　　書

貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当し

ないことを宣誓いたします。

もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し

立ていたしません。

年　　月　　日

住　所

氏　名

住　所

氏　名

住　所

氏　名